

会社法第 801 条第 1 項に定める事後備置書類
(吸収合併に係る事後開示事項)

2021 年 1 月 1 日

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社

2021 年 1 月 1 日

吸収合併に係る事後開示事項

山形県鶴岡市覚岸寺字水上 2 4 6 番地 2
ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社
代表取締役 橋爪克仁

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社（以下「当社」といいます。）及びHMTバイオメディカル株式会社（以下「消滅会社」といいます。）は、2020 年 11 月 11 日付で締結した吸収合併契約に基づき、2021 年 1 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、消滅会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。
本吸収合併に関する会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2021 年 1 月 1 日をもって効力を生じております。

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

消滅会社に対し、吸収合併をやめることを請求した株主はありませんでした。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

消滅会社に対し、株式の買取りを請求した株主はありませんでした。なお、消滅会社は、会社法第 785 条第 3 項の規定に基づき、2020 年 11 月 20 日に株主に対し通知を行いました。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

消滅会社は新株予約権を発行しておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

消滅会社は、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、2020 年 11 月 20 日に官報において債権者に対する公告を行い、2020 年 11 月 18 日に知れている債権者に対する催告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続株式会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、当社の株主による株式の買取請求はありません。なお、当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2020 年 11 月 20 日に株主に対し公告を行いました。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 11 月 20 日に官報及び電子公告において債権者に対する公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日である 2021 年 1 月 1 日をもって、消滅会社の一切の資産及び負債並びにこれらに付随する全ての権利義務を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面に記載された事項(吸収合併契約の内容を除く。)

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2021 年 1 月 7 日 (予定)

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙

吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面に記載された事項(吸収合併契約の内容を除く。)

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸収合併に係る事前開示事項)

2020 年 11 月 20 日

HMT バイオメディカル株式会社

2020 年 11 月 20 日

吸収合併に係る事前開示事項

東京都中央区新川二丁目 9 番 6 号
HMT バイオメディカル株式会社
代表取締役 平嶋伸章

HMT バイオメディカル株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社を吸収合併消滅会社とし、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社（以下「存続会社」といいます。）を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことにいたしました。本吸収合併に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

存続会社は、効力発生の直前時において、当社の全株式を所有していることから、本吸収合併に際して、当社の株主に対して、その所有する当社の普通株式に代わる金銭等の交付は行いません。なお、一切の対価を交付しないため、合併対価について参考となるべき事項はありません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続株式会社についての計算書類等に関する事項

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- ③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

- (2) 吸収合併消滅株式会社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続株式会社の債務（会社法第 789 条第 1 項の規定により吸収合併について異議を述べるができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

当社は、本吸収合併を行うにあたり、効力発生日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関し、下記のとおり判断しました。

記

- (1) 当社の最終事業年度の末日（2020 年 6 月 30 日）及び存続会社の最終事業年度の末日（2020 年 6 月 30 日）以降本日までの間、当社及び存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、また、効力発生日までに当社及び存続会社の資産及び負債の額が変動することも予想されるものの、これらの変動を考慮しても効力発生日において存続会社の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。
- (2) また、本吸収合併の効力発生日以後において、本吸収合併後の存続会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。
- (3) 以上より、本吸収合併の効力発生日以後における存続会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断します。

以上

別紙 2

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

事業報告

2019年 7 月 1 日
(から)
2020年 6 月30日ま
で

1. 企業集団の現況に関する事項

前連結会計年度は、決算期の変更により2018年4月1日から2019年6月30日までの15ヶ月間となっております。これにより当連結会計年度（2019年7月1日から2020年6月30日）は比較対象となる期間が異なるため、前期の数値との比較はご参考として記載しております。

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経済環境は、前半期は米国で景気が堅調に推移し世界景気全般をけん引する一方、国内では消費増税の影響などを受けて景気の下押し圧力が強まる中、後半期に入ってから全世界的に新型コロナウイルス感染症の影響で大幅な景気低迷となりました。

当社グループが属するライフサイエンス業界においては、医療・介護の効率化に向け、予防医療や個別化医療を推進する動きが増え、新型コロナウイルス感染症対策への関心も高く、研究開発への取り組みや健康管理等へのニーズが世界的に高まっています。

このような状況の中、当社グループではメタボロミクス事業において、国内外の学会への出展やキャンペーンといった販促活動を中心に受注拡大に向けた取り組みを継続するとともに、営業効率及び生産効率の向上に向けた組織強化等に注力してまいりました。

また、バイオマーカー事業においては、大うつ病性障害（以下「うつ病」といいます。）バイオマーカーの事業化に向けた研究開発を継続するとともに、新たなパイプラインや関連ビジネスの検討に取り組みしました。

これらにより化学・食品分野を中心に全分野での販売が好調に推移した結果、当連結会計年度の売上高は、1,118,495千円と創業以来最高水準の売上高となりました。営業損失は17,039千円、経常損失は16,502千円、親会社株主に帰属する当期純損失は47,794千円となりました。

	＜ご参考＞2019年 6 月期 (15ヶ月)	2020年 6 月期 (12ヶ月)
売上高	989,391千円	1,118,495千円
営業損失 (△)	△526,175千円	△17,039千円
経常損失 (△)	△515,312千円	△16,502千円
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△596,026千円	△47,794千円

セグメント別の状況は次のとおりであります。

<メタボロミクス事業>

	<ご参考>2019年6月期 (15ヶ月)	2020年6月期 (12ヶ月)
売上高	988,986千円	1,114,180千円
(内国内売上高)	816,348千円	933,727千円
(内海外売上高)	172,637千円	180,453千円
セグメント利益	232,903千円	457,128千円

当事業セグメントにおいては、営業戦略を見直し営業体制の強化に取り組むなど、積極的な販促活動を展開し、大口案件の受注拡大に取り組んだことにより全分野において売上が増加しました。海外においても米国・欧州を中心に価格戦略見直しなどに取り組んだ他、アジア圏の市場拡大に向けた活動も活発に行いました。この結果、売上高は1,114,180千円、セグメント利益は457,128千円となりました。

<バイオマーカー事業>

	<ご参考>2019年6月期 (15ヶ月)	2020年6月期 (12ヶ月)
売上高	405千円	4,314千円
(内国内売上高)	285千円	4,208千円
(内海外売上高)	120千円	106千円
セグメント損失(△)	△204,294千円	△160,824千円

当事業セグメントにおいては、うつ病バイオマーカーの実用化・事業化に向け、測定メソッドの開発並びに臨床研究に向けた活動（臨床性能評価等）を継続しました。また、新たなパイプラインやバイオマーカー関連のビジネスの事業開発や研究開発に取り組みました。この結果、売上高は4,314千円、セグメント損失は160,824千円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、35,343千円であり、その主なものは次のとおりであります。

メタボロミクス事業	解析用装置等	21,381千円
バイオマーカー事業	検査用測定設備等	9,149千円
合計		30,530千円

(3) 資金調達の状況

当社は、新株予約権の行使により31,812千円の資金調達を実施しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、現時点では継続的な営業損失を計上しておりますが、CE-MSを用いたメタボローム解析法をコア技術として、メタボロミクス事業において事業継続する上で必要な全社費用を賄うだけの短中期的な収益を確保しつつ、そこで得られた資金をバイオマーカー事業に先行投下することで、将来のより大きな収益の獲得を図ることを、中長期的な経営戦略と位置付けております。

この経営戦略の中では、当社が研究開発に取り組んでいるパイプラインが実用化・事業化されることによって大きな収益を生み出すと同時に、メタボローム解析技術の評価向上につながり、それがメタボロミクス事業の成長を促すと同時に、研究開発投資の拡大を通じて新たなパイプラインの創出につながるといった好循環を確立することが重要と考えております。

上述の中長期的な会社の経営戦略に基づいて、当社グループが対処すべき課題は以下のとおりです。

① メタボロミクス事業の成長と収益力の向上

当社グループの中長期的な経営戦略の中でも、メタボロミクス事業が着実に成長するとともに、解析・分析といった生産工程の改善により、持続的に収益に貢献することが極めて重要であります。当該市場は持続的な成長が見込まれる産業領域であり、新たな受託解析メニューの開発によるサービス付加価値の向上、顧客拡大のためのマーケティング施策・営業強化などにより、主に食品・化学・製薬分野での売上の増大を図り、作業の標準化等を通じた生産性の改善を推進することで収益成長を図ってまいります。

② バイオマーカー事業の推進

これまで投資を続けてまいりましたバイオマーカー事業については早期の事業化・収益拡大が重要であると認識しております。そのためバイオマーカー事業においては、PEA（うつ病バイオマーカー）の実用化・事業化を引き続き推進するとともに、メンタルヘルス分野を中心に研究分野や自由診療分野等での新たなパイプラインの創出に取り組み、バイオマーカー関連のビジネスを多面的に開発・展開してまいります。

③ 早期の営業黒字化

当社グループは、早期の営業黒字化を達成し、さらなる開発のための投資余力を高めていくことも重要と認識しております。そのため、メタボロミクス事業のさらなる拡大・収益向上を図るとともに、これまで投資を行ってまいりましたバイオマーカー事業の早期事業化を図ってまいります。あわせて企業全体として投資バランスを考慮した運営を行い、バランスの取れた持続的な成長を可能とする経営に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループの活動に引き続きご理解をいただき、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2016年度 第14期	2017年度 第15期	2018年度 第16期	2019年度 第17期 (当連結会計年 度)
売 上 高 (千 円)	914,180	938,178	989,391	1,118,495
営 業 損 失 (△) (千 円)	△43,332	△140,914	△526,175	△17,039
経 常 損 失 (△) (千 円)	△40,410	△149,703	△515,312	△16,502
親会社株主に帰属する当期 純 損 失 (△) (千 円)	△61,913	△156,527	△596,026	△47,794
1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△10.86	△26.92	△101.92	△8.15
総 資 産 (千 円)	2,022,047	1,921,347	1,367,441	1,538,146
純 資 産 (千 円)	1,859,413	1,752,717	1,214,444	1,215,265
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	317.98	293.78	193.11	189.48

(注) 1. 「1株当たり当期純損失(△)」は、普通株式の期中平均株式数により算出しております。

2. 第16期につきましては、決算期の変更により、2018年4月1日から2019年6月30日までの15ヶ月となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2016年度 第14期	2017年度 第15期	2018年度 第16期	2019年度 第17期 (当事業年度)
売 上 高 (千 円)	879,728	838,725	899,743	1,025,581
営業利益又は営業損失 (△) (千 円)	180,684	29,088	△271,069	162,317
経常利益又は経常損失 (△) (千 円)	54,952	△189,168	△556,988	△82,296
当 期 純 損 失 (△) (千 円)	△66,158	△195,734	△637,399	△101,964
1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△11.60	△33.66	△108.99	△17.39
総 資 産 (千 円)	2,007,442	1,865,269	1,261,709	1,375,942
純 資 産 (千 円)	1,858,500	1,704,646	1,126,660	1,074,545
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	317.82	285.54	178.11	165.62

(注) 1. 「1株当たり当期純損失(△)」は、普通株式の期中平均株式数により算出しております。

2. 第16期につきましては、決算期の変更により、2018年4月1日から2019年6月30日までの15ヶ月となっております。

重要な子会社の状況

(11) 主要な事業内容 (2020年6月30日現在)

事業区分	主要製品
メタボロミクス事業	主に製薬や食品等の民間企業、大学や公的研究機関からメタボローム解析試験を受託し、解析結果を報告書として納品するとともに、解析結果の解釈等について助言を行います。
バイオマーカー事業	主として自社のメタボローム解析技術を応用することによって発見されたバイオマーカー等を用いて、疾病の新たな検査方法の開発等に取り組み、実用化・事業化を推進します。

(12) 主要な営業所及び工場（2020年6月30日現在）

本社：山形県鶴岡市
東京事務所：東京都中央区

Human Metabolome Technologies America, : アメリカ合衆国
Inc. マサチューセッツ州ボストン市
Human Metabolome Technologies Europe B.V. : オランダ南ホラント州ライデン
HMTバイオメディカル株式会社 : 神奈川県横浜市

(13) 従業員の状況（2020年 6 月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減
73名	7 名減

- （注） 1． 上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー、アルバイト及び派遣社員） 5 名は含んでおりません。
- 2． 従業員減少の主な理由は、通常の自己都合退職によるものであります。

② 当社の従業員の状況

当事業年度末従業員数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
62名	6 名減	38.3歳	5.6年

- （注） 1． 上記従業員数には、他社への出向者及び臨時従業員（パートタイマー、アルバイト及び派遣社員） 3 名は含んでおりません。
- 2． 従業員減少の主な理由は、通常の自己都合退職によるものであります。

(14) 主要な借入先（2020年 6 月30日現在）

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数12,000,000株
- (2) 発行済株式の総数5,895,800株（自己株式112株を含む）
- (3) 株主数6,176名
（前期末比1,579名増加）
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
富田勝	390,000株	6.62%
エムスリー株式会社	217,100	3.68
曽我朋義	208,000	3.53
株式会社平田牧場	200,000	3.39
第一生命保険株式会社	186,100	3.16
西岡孝明	150,000	2.54
株式会社山形銀行	150,000	2.54
株式会社荘内銀行	150,000	2.54
菅野隆二	79,800	1.35
楽天証券株式会社	78,000	1.32

- (5) その他株式に関する重要な事項
- 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
(2020年6月30日現在)

		第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション		
株 主 総 会 の 決 議		2017年 6 月24日	2017年 6 月24日		
発 行 決 議 の 日		2017年 9 月20日	2018年 4 月18日		
目 的 た る 株 式 の 種 類		普通株式	普通株式		
発 行 価 額		無償	無償		
行 使 価 額		1,682円	2,043円		
新 株 予 約 権 の 個 数		525個	170個		
目 的 と な る 株 式 の 数		52,500株	17,000株		
主 な 行 使 条 件		(注) 1	(注) 1		
取 得 事 由		(注) 2	(注) 2		
権 利 行 使 期 間		2019年10月 6 日～ 2024年10月 5 日	2020年 5 月 8 日～ 2025年 5 月 7 日		
役 員 の 保 有 状 況	取締役（監査 等委員を除 く）	新株予約権の数	30個	新株予約権の数	50個
		目的である株式の 数	3,000株	目的である株式の 数	5,000株
		保有者数	1名	保有者数	1名
	取締役（監査 等委員）	新株予約権の数	45個	新株予約権の数	－個
目的である株式の 数		4,500株	目的である株式の 数	－株	
保有者数		3名	保有者数	－名	

- (注) 1. 新株予約権の主な行使の条件
新株予約権者が、権利行使時において当社又は当社関係会社の役員又は従業員いずれかの地位を有していることを要する。
ただし、任期満了による退任、定年退職、その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
2. 新株予約権の取得事由
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日をもって無償で取得することができる。
- ① 消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③ 完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

- ④ 発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について承認を要すること若しくは当該種類の株式について株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2) 当事業年度中に当社従業員に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

(2020年 6 月30日現在)

氏 名	地 位	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
菅 野 隆 二	取 締 役 会 長	
橋 爪 克 仁	代表取締役社長	HMTバイオメディカル株式会社代表取締役社長
長 江 敏 男	取締役（監査等委員）	Pharma Business Consultant 代表、ペプチドリーム株式会社取締役（監査等委員）
松 田 純 一	取締役（監査等委員）	松田総合法律事務所所長、株式会社山形銀行社外取締役（監査等委員）
水 谷 翠	取締役（監査等委員）	銀座スフィア税理士法人代表社員、株式会社ゼネテック社外監査役

- （注） 1. 取締役のうち、長江敏男氏、松田純一氏及び水谷翠氏は、社外取締役であります。なお、当社は、3 氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）松田純一氏は、弁護士資格の保有者であり、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）水谷翠氏は、公認会計士資格の保有者であり、財務、会計並びに税務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- 2019年 9 月21日開催の第16回定時株主総会の終結の時をもって、取締役長谷川哲也氏は任期満了により退任いたしました。
5. 当社は、法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の社外取締役（監査等委員）として鈴木布佐人氏を選任しております。
6. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役（ 監 査 等 委 員 を 除 く ） （ う ち 社 外 取 締 役 ）	3名 （－名）	31,050千円 （－千円）
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ） （ う ち 社 外 取 締 役 ）	3名 （3名）	8,550千円 （8,550千円）
合 計 （ う ち 社 外 取 締 役 ）	6名 （3名）	39,600千円 （8,550千円）

- （注） 1. 上記には、2019年9月21日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。
2. 上記の報酬等のうち、取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額1,926千円が含まれております。
3. 上記の報酬等のうち、取締役（監査等委員）の報酬等の額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額404千円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役（監査等委員） 長江 敏男

Pharma Business Consultant 代表及びペプチドリーム株式会社取締役（監査等委員）を兼職しております。なお、当社とPharma Business Consultant 及びペプチドリーム株式会社との間には特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員） 松田 純一

松田綜合法律事務所所長及び株式会社山形銀行社外取締役（監査等委員）を兼職しております。なお、当社は松田綜合法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、年間の支払額は僅少であります。また、株式会社山形銀行は当社の大株主であり、同行との間に預金取引があります。

社外取締役（監査等委員） 水谷 翠

銀座スフィア税理士法人代表社員及び株式会社ゼネテック社外監査役を兼職しております。なお、当社と銀座スフィア税理士法人及び株式会社ゼネテックとの間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	長 江 敏 男	当事業年度開催の取締役会23回の全てに出席し、経営に関する豊富な知見から、適宜当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。 また、当事業年度開催の監査等委員会11回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	松 田 純 一	当事業年度開催の取締役会23回の全てに出席し、弁護士としての豊富な知見から、適宜当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。 また、当事業年度開催の監査等委員会11回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	水 谷 翠	当事業年度開催の取締役会23回の全てに出席し、財務、会計に関する豊富な知見から、適宜当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。 また、当事業年度開催の監査等委員会11回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第423条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人の間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」について、2010年7月16日開催の取締役会において決議しました。また、本決議の内容につきましては一部文言等につき修正決議を行い、現在の決議内容は以下のとおりであります。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、「HMTの共有の価値観」に基づき、顧客、株主、地域社会及び家族の信頼に応えられるよう、法令、定款及び社内規程を遵守するとともに、誠実で倫理的な責任ある行動をとり続ける。
- ② 上記法令等を遵守し、誠実で倫理的な責任ある行動をとり続けるため、取締役会は原則毎月1回及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行の状況の監視を強化する。
- ③ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の法令や会計基準等に準拠し、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関して適切な運用が行える体制を整備する。さらに、継続的な評価を通じて、必要に応じて是正、修正を行う。
- ④ 代表取締役社長の下に内部監査担当を置き、各部門の職務の執行状況を監査し、法令遵守体制の整備・推進に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書等、職務の執行に係る情報が記載された文書及びその関連資料を、文書管理規程その他社内の規定に従い適切に保存し、管理をする。
- ② 取締役は、随時これらの文書を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

- ① 取締役会は、法令遵守、個人情報保護、解析データの品質管理、自然災害等に関連して起こりうる様々なリスクに対応するため、社内の体制及び規程を整備し、定期的にレビューを行う。
- ② リスクに関する情報は、各部門責任者を通じて取締役会及び監査等委員会へ報告するものとし、各部門においては個別に想定されるリスクに対して必要な措置をとる。

- ③ 内部監査担当は、内部監査活動を通じて各部門の法令や諸規程の遵守状況や固有のリスクを監査し、その結果を代表取締役社長へ報告を行う。
- ④ 自然災害、犯罪等不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長の下にコンプライアンス委員会を設置し、社内で情報を共有するとともに、必要な対策を立案する。立案された対策に基づき、管理本部を中心に迅速な対応を行い、損失の拡大を防ぐ。
- ⑤ 子会社の事業運営やリスク管理体制等については、各担当取締役が総合的に助言、指導を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則月1回取締役会を開催する他、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、重要事項について迅速な意思決定を行う。
- ② 代表取締役社長の下に、経営会議を設置し各部門の情報を共有するとともに、中期経営計画及び年次計画に基づき、迅速な意思決定を行うことにより職務の効率的な執行を行う。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社を含む企業集団での意思決定を迅速に行い、企業価値の向上をはかるとともに、業務の適正を確保するため、必要な取り組みを実施する。
- ② 当社及び子会社の取締役は、内部統制の構築に責任を有していることを認識し、当社の「共有の価値観」、法令、定款、並びに規程の周知をはかり、内部統制の実効性を確保する。
- ③ 当社は、法令、定款、諸規程等に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として、内部通報規程を制定し、全ての役職員に周知徹底をはかっている。当社は、当該通報を行った行為を理由とした不利益な処遇は一切行わない。
- ④ 子会社と業務に関する契約、覚書を締結し、必要に応じて支援、指導を行うとともに、子会社は業務執行状況、財務状況、事業環境等を定期的に当社に報告する。
- ⑤ 子会社経営の効率的な運用をはかり、適時状況を把握するため、ITを適切に活用し会計、経営情報の共有に努める。
- ⑥ 子会社及び関連会社を対象とする関係会社規程に基づき、当社の管理本部は、子会社の内部統制構築に関する業務を管掌し、内部管理体制の整備を推進する。
- ⑦ 子会社からの内部通報は、監査等委員会又は外部弁護士等に直接通報できる。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会は、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、代表取締役社長は監査等委員会と協議の上、管理本部員又は内部監査担当部員の中から、監査等委員会の職務の補助をすべき使用人を指名することができる。
 - ② 前項の使用人に対する指揮命令権限は、監査業務を補助する範囲内において、監査等委員会が持つものとし、取締役、部門長等の指揮命令は受けないものとする。
 - ③ 前項の使用人に対する人事考課は、監査業務を補助する範囲内においては、監査等委員会がこれを行う。
7. 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査等委員会は、重要な意思決定プロセス及び取締役の業務の執行状況を把握するために、経営会議及びその他重要な会議に出席する他、必要に応じて稟議書等の文書を閲覧し、取締役及び使用人に対し説明を求めることができる。
 - ② 取締役及び使用人は、監査等委員会に対し法定の事項を報告するとともに、前項の会議において審議した事項、業績に関する事項、内部監査の実施状況等を報告する体制を整備し、監査等委員会の情報収集、意見交換を容易に行えるように努める。
 - ③ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、又は発生する恐れがあるときには、直ちに監査等委員会に報告をする。使用人の監査等委員会への報告を理由とした不利益な処遇は一切行わない。
8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境整備に努めるとともに、監査業務に対し積極的に協力をする。
 - ② 監査等委員会は、法律又は会計上の判断を必要とする場合は、随時弁護士、会計監査人等から専門的な助言又は意見を求めることができ、その費用は会社が負担する。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

- ① 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とする。
- ② 取引先と反社会的勢力との関係が判明した場合には、直ちに取引を解除する。
- ③ 管理本部を反社会的勢力に関する担当部門と位置付け、万が一、反社会的勢力からのアプローチがあった場合には、所轄の警察署、暴力団追放センター、弁護士等外部専門家と緊密に連携しながら組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、原則として月1回又は必要に応じて随時、取締役会を開催しており、当事業年度においては取締役会を23回開催しました。定時取締役会では、月次決算及び業務に関する報告がなされており、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに、業務執行の協議を活発に行うことにより、取締役会の活性化及び業務の効率化を図っております。

② 監査等委員会による監視

当社は、監査等委員会規程に基づき、原則として月1回又は必要に応じて随時、監査等委員会を開催しており、当事業年度においては監査等委員会を11回開催しました。監査等委員会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査担当者及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うなど連携を図っております。また、取締役会の他、経営会議等の社内重要会議に出席するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く）から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

③ コンプライアンス体制の運用

当社は、コンプライアンスに抵触する事態の発生を予防するため、コンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、コンプライアンス意識の定着と浸透を図っております。また、内部通報制度を導入し、コンプライアンス違反や不正行為の早期発見、早期解決に努めております。

④ 内部監査の実施

代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者による定期的な内部監査を実施しております。内部監査の結果については、代表取締役社長に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。また、内部監査担当者は、監査等委員及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うなど連携を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当に関しては年1回の期末配当並びに業績に応じて中間配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

第17期事業年度末においては未だ繰越利益剰余金がマイナスであり、バイオマーカーの開発や海外展開等に必要な資金を確保するため、内部留保の充実を優先する方針であります。しかしながら、株主の皆様への利益還元も重要な経営課題として認識しており、今後の経営成績及び財政状態を勘案し、配当の実施を検討してまいります。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,251,857	流 動 負 債	278,628
現 金 及 び 預 金	975,593	買 掛 金	8,311
売 掛 金	63,242	リ ー ス 債 務	9,787
有 価 証 券	100,000	未 払 金	68,779
商 品	25,548	未 払 費 用	38,938
仕 掛 品	31,852	未 払 法 人 税 等	38,023
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	10,674	前 受 金	55,665
前 払 費 用	34,615	預 り 金	2,008
そ の 他	11,409	資 産 除 去 債 務	4,042
貸 倒 引 当 金	△1,080	そ の 他	53,069
固 定 資 産	124,084	固 定 負 債	22,768
有 形 固 定 資 産	107,054	繰 延 税 金 負 債	436
建 物	20,407	資 産 除 去 債 務	12,390
工 具、器 具 及 び 備 品	353,248	リ ー ス 債 務	9,940
車 両 運 搬 具	317	負 債 合 計	301,396
リ ー ス 資 産	178,670	(純 資 産 の 部)	
減 価 償 却 累 計 額	△445,588	株 主 資 本	976,419
無 形 固 定 資 産	6,669	資 本 金	1,480,100
ソ フ ト ウ エ ア	6,669	資 本 剰 余 金	1,468,816
投資その他の資産	10,360	資 本 準 備 金	1,468,816
関係会社長期貸付金	861,610	利 益 剰 余 金	△1,972,353
そ の 他	10,360	そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,972,353
貸 倒 引 当 金	△861,610	繰 越 利 益 剰 余 金	△1,972,353
資 産 合 計	1,375,942	自 己 株 式	△143
		新 株 予 約 権	98,126
		純 資 産 合 計	1,074,545
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,375,942

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

2019年 7 月 1 日
 (から)
 2020年 6 月30日ま
 で

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,025,581
売 上 原 価		257,793
売 上 総 利 益		767,788
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		605,470
営 業 利 益		162,317
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	9,131	
補 助 金 収 入	2,070	
為 替 差 益	1,372	
そ の 他	139	12,713
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	420	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	254,820	
そ の 他	2,088	257,328
経 常 損 失		82,296
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	6,008	6,008
特 別 損 失		
減 損 損 失	2,619	2,619
税 引 前 当 期 純 損 失		78,907
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	24,036	
法 人 税 等 調 整 額	△979	23,057
当 期 純 損 失		101,964

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

2019年 7 月 1 日
(から)
2020年 6 月30日ま
で

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
2019年 7 月 1 日残高	1,462,191	1,450,908	1,450,908	△1,870,389	△1,870,389	△67	1,042,643
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	17,908	17,908	17,908				35,817
当 期 純 損 失				△101,964	△101,964		△101,964
自己株式の取得						△76	△76
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	17,908	17,908	17,908	△101,964	△101,964	△76	△66,223
2020年 6 月30日残高	1,480,100	1,468,816	1,468,816	△1,972,353	△1,972,353	△143	976,419

	新株予約権	純資産合計
2019年 7 月 1 日残高	84,017	1,126,660
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		35,817
当 期 純 損 失		△101,964
自己株式の取得		△76
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	14,109	14,109
当 期 変 動 額 合 計	14,109	△52,114
2020年 6 月30日残高	98,126	1,074,545

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

Human Metabolome Technologies America, Inc.

Human Metabolome Technologies Europe B.V.

HMTバイオメディカル株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

1. 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

2. その他有価証券

時価のあるもの……………投資信託のうち預金と同様の性格を有する有価証券については、移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

1. 商品、原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3 ～18年

工具、器具及び備品 2 ～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）で償却しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費……………支出時に全額費用処理しております。

(2) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(3) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	5,853,800株	42,000株	－株	5,895,800株

(注) 発行済株式の総数の増加は、ストック・オプションの権利行使による増加分であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	34株	78株	－株	112株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加分であります。

3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 128,800株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にメタボローム解析を行うための質量分析装置等の設備投資や運転資金について、必要な資金を新株発行や銀行借入により調達しております。一時的な余裕資金については安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は原則として行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客や取引先の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権債務は為替の変動リスクに晒されております。

有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、信用リスク及び金利の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、流動性リスクに晒されております。

ファイナンス・リースに係るリース債務は、設備投資を目的としたものであり、金利変動リスクに晒されております。これらは全て決算日後5年以内に返済期日が到来するものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については販売管理規程及び与信管理規程に従い、管理本部が新規取引先の財務状況を確認し、また、主要な取引先の状況については定期的にモニタリングを実施し、営業債権の月末残高を基準に与信管理を行うことで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスクの軽減を図っております。

有価証券については、安全性の高い金融商品で運用することによりリスクの軽減を図っております。

② 為替の変動リスクの管理

一部外貨建ての営業債権債務については、金額が僅少でリスクが小さいため、為替予約取引によるヘッジは行っておりません。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理本部において適時資金繰計画を作成・更新し、毎月の固定的な支出額の4ヶ月から6ヶ月程度の資金を維持できるよう管理しております。

④ 金利の変動リスクの管理

当社グループは、長期の研究開発及び設備投資に係る資金調達では、支払金利の変動リスクを回避するため、固定金利での資金調達に努めております。

有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、市況等を勘案し保有状況を継続的に見直しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,119,023	1,119,023	－
(2) 売掛金	66,035		
貸倒引当金	△1,080		
	64,955	64,955	－
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	100,000	100,000	－
資産計	1,283,978	1,283,978	－
(1) 買掛金	8,311	8,311	－
(2) 未払金	80,422	80,422	－
(3) 未払法人税等	38,227	38,227	－
(4) リース債務 (※)	19,728	19,702	△25
負債計	146,690	146,664	△25

(※) リース債務には 1 年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

これらの時価については、満期保有目的の債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) リース債務

これらの時価については、リース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

（注 2）金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,119,023	－	－	－
売掛金	66,035	－	－	－
有価証券				
満期保有目的の債券	100,000	－	－	－
合計	1,285,058	－	－	－

（注 3）リース債務等有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
リース債務	9,787	9,940	－	－
合計	9,787	9,940	－	－

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	189円48銭
2. 1 株当たり当期純損失	△8円15銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失額（千円）
神奈川県横浜市	検査用測定設備	工具器具備品	11,430
	事業用設備	建物附属設備	2,619
合計			14,050

当社グループは、原則として、事業用資産については事業単位ごとにグルーピングを行っております。

今後の見通しを検討した結果、上記資産グループについて、将来キャッシュ・フローの回収が見込めないことから、帳簿価額全額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、減損損失の測定における回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の算定は行っておりません。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券……………時価のあるもの

投資信託のうち預金と同様の性格を有する有価証券については、移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物 3 ～18年

工具、器具及び備品 2 ～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）で償却しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費……………支出時に全額費用処理しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

関係会社に対する金銭債権、債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額

短期金銭債権 10,502千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 29,595千円

営業取引以外の取引高

受取利息 9,088千円

2. 一般管理費に含まれる研究開発費は、106,970千円であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	34株	78株	－株	112株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加分であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	4,260千円
子会社株式	83,356千円
貸倒引当金繰入限度超過額	262,770千円
減損損失	17,995千円
資産除去債務	5,005千円
減価償却超過額	500千円
棚卸資産評価損	203千円
繰越欠損金	83,753千円
繰延税金資産小計	457,847千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△83,753千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当	△374,093千円
額	
評価性引当額小計	△457,847千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	436千円
繰延税金負債合計	436千円

(注) 繰延税金資産及び繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれています。

固定負債－繰延税金負債 436千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△10.1%
新株予約権戻入益	2.3%
住民税均等割	△2.7%
特別税額控除	10.1%
評価性引当額の増減額	△58.9%
その他	△0.5%
小計	△59.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△29.2%

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Human Metabolome Technologies America, Inc.	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市	1,750千US\$	メタボロミクス事業	所有直接100%	役員兼任(1名)米国での販売委託、資金の援助	資金の貸付(注)1, 2, 4 利息の受取(注)1	54,140 3,171	関係会社長期貸付金	161,610
	HMTバイオメディカル株式会社	神奈川県横浜市	50百万円	バイオマーカー事業	所有直接100%	役員兼任(1名)研究開発の受託、資金の援助、管理業務の代行等	資金の貸付(注)1, 3 利息の受取(注)1	200,000 5,916	関係会社長期貸付金	700,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保の受入はありません。
2. Human Metabolome Technologies America, Inc. への関係会社長期貸付金に対し、161,610千円の貸倒引当金を計上しており、当事業年度において54,820千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
3. HMTバイオメディカル株式会社への関係会社長期貸付金に対し、700,000千円の貸倒引当金を計上しており、当事業年度において200,000千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
4. 上記取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 165円62銭
2. 1株当たり当期純損失 △17円39銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失額（千円）
神奈川県横浜市	事業用設備	建物附属設備	2,619
合計			2,619

当社は、原則として、事業用資産については事業単位ごとにグルーピングを行っております。

今後の見通しを検討した結果、上記資産グループについて、将来キャッシュ・フローの回収が見込めないことから、帳簿価額全額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、減損損失の測定における回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の算定は行っておりません。

独立監査人の監査報告書			2020年8月14日		
ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社					
取締役会御中					
有限責任監査法人 トーマツ					
東京事務所					
指定有限責任社員 業務執行社員		公認会計士	城戸和弘 ㊞		
指定有限責任社員 業務執行社員		公認会計士	佐野明宏 ㊞		
監査意見					
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社の2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。					
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。					
監査意見の根拠					
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。					
連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任					
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。					
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。					
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。					
連結計算書類の監査における監査人の責任					
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。					

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年8月14日

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社

取締役会御
中

有限責任監査法人		
東京事務所		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	城戸和弘 ⑨
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐野明宏 ⑨

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社の2019年7月1日から2020年6月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年7月1日から2020年6月30日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月19日

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社 監査等委員会

監査等委員 長 江 敏 男 ㊞

監査等委員 松 田 純 一 ㊞

監査等委員 水 谷 翠 ㊞

（注）監査等委員長江敏男氏及び松田純一氏並びに水谷翠氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。